



2025 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 フ ォ ー シ ー ズ H D
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 寺 田 智 美 (コード番号 3726 スタンダード市場)
問 合 せ 先	代 表 取 締 役 副 社 長 松 野 博 彦 (TEL. 092-720-5460)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び代表取締役、役員の異動に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 14 日開催の取締役会において、2025 年 12月23日開催予定の第 23 回定時株主総会での承認を前提として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。またこれに伴い、定款の一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の代表取締役、役員の異動に関する議案を同株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的とするものです。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 社会変化及び事業を取り巻く経営環境の変化に対応し、新たな収益源の確保と企業価値の向上を図るため、事業の多角化を推進すべく、必要な事業目的の追加を行うとともに、体裁を整えるため、番号表記の変更を行うものであります。

(2) 取締役会の監督機能をより強化し、経営の透明性と客観性をさらに高めるために、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。業務執行と監督との分離を促し重要な業務執行の決定権限を取締役会から業務執行取締役に広く委任することで、経営における意思決定の迅速化を図ります。一方、取締役会は経営方針、経営戦略を中心とした審議をより一層充実させることで、取締役会の監督機能を強化・高度化させ、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更をするものであります。

なお、当該変更については、監査役会の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

①定款変更のための株主総会開催予定日 2025 年 12 月 23 日

②定款変更の効力発生予定日 2025 年 12 月 23 日

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員の異動について

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしました。なお、取締役選任につきましては、2025 年 12 月 23 日開催予定の当社第 24 期定時株主総会に付議予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者（本定時株主総会にて付議）

氏名	現役職	新役職
松野 博彦	代表取締役副社長	代表取締役社長
浦 太介	取締役 CFO	取締役 CFO
立川 光昭	社外取締役	社外取締役

(2) 監査等委員である取締役の候補者（本定時株主総会にて付議）

氏名	現役職	新役職
寺田 智美	代表取締役社長	常勤監査等委員
神谷 将史	社外取締役	社外取締役 監査等委員
寺前 卓	社外取締役	社外取締役 監査等委員

4. 代表取締役の異動

(1) 異動の理由

既存及び、新規事業の業務執行を行っている松野を代表取締役社長とし、管理部門の業務執行を行っている寺田を常勤監査等委員とすることで、成長部門及び管理部門の強化を目的とした経営体制を構築するため。

(2) 異動の内容

氏名	現職	新役職名
松野 博彦	代表取締役副社長	代表取締役社長
寺田 智美	代表取締役社長	常勤監査等委員

(3) 異動予定日

2025 年 12 月 23 日

5. 退任予定監査役

氏名	現職	備考
上畠 正教	常勤監査役	退任
鬼塚 恒	社外監査役	退任
板垣 裕二郎	社外監査役	退任

別紙

定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条 <条文省略> (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業 ①～④⑦<条文省略> (新設) (新設) (新設) ④⑧ 前①乃至④⑦に掲げる事業に付随・関連する一切の事業 (2) 前号に定める事業 (3) 貸金業 (4) フランチャイズチェーンシステムの研究開発及び直営店の運営、並びに加盟店の募集及び指導 (新設) (5) 前各号に付随・関連する一切の業務 第3条～第5条 <条文省略>	第1章 総 則 第1条 <現行どおり> (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業 1. ～47. <現行どおり> 48. <u>衣料品及び帽子、日傘等衣料雑貨品の企画・製造・販売及び輸出入</u> 49. <u>アクセサリ及び日用雑貨品の企画・製造・販売及び輸出入</u> 50. <u>靴、靴用品及び鞆の企画・製造・販売及び輸出入</u> 51. <u>前1.乃至50.に掲げる事業に付随・関連する一切の事業</u> (2) 前号に定める事業 (3) 貸金業 (4) フランチャイズチェーンシステムの研究開発及び直営店の運営、並びに加盟店の募集及び指導 (5) <u>古物営業法に基づく古物商</u> (6) 前各号に付随・関連する一切の業務 第3条～第5条 <現行どおり>
第2章 株式及び端株 第6条～第11条 <条文省略>	第2章 株式及び端株 第6条～第11条 <現行どおり>
第3章 株主総会 第12条～第17条 <条文省略>	第3章 株主総会 第12条～第17条 <現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 <新 設>	第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第18条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1	(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議により<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 ＜新 設＞ (取締役の任期) 第 20 条 <u>取締役</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ＜新 設＞ ＜新 設＞ 第 21 条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 2 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに<u>各取締役及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役及び監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第 24 条 (条文省略) ＜新 設＞	以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 4 <u>会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第 20 条 <u>取締役（監査等委員である者を除く）</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第 21 条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>取締役（監査等委員である者を除く）</u>の中から選定する。 2 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに<u>各取締役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第 24 条 (現行どおり) (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第 25 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
--	---

(取締役会規程) 第 25 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。 (報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。 (取締役の責任免除) 第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役会規程) 第 26 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。 (報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議により定める。 (取締役の責任免除) 第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> (員 数) 第 28 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。 (監査役の選任方法) 第 29 条 <u>監査役は、株主総会の決議により選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 3 <u>当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (監査役の任期) 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終	第 5 章 <u>監査等委員会</u> <削 除> <削 除> <削 除>

<u>了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> (常勤監査役) 第 31 条 常勤監査役は、<u>監査役会</u>の決議により選定する。 (監査役会の招集通知) 第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに<u>各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査役全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。 (監査役会規程) 第 33 条 <u>監査役会</u>に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める<u>監査役会規程</u>による。 (報酬等) 第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。 (監査役の責任免除) 第 35 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2 <u>当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(常勤の監査等委員) 第 29 条 常勤の監査等委員は、<u>監査等委員会</u>の決議により監査等委員の中から選定する。 (監査等委員会の招集通知) 第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに<u>各監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査等委員全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。 (監査等委員会規程) 第 31 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める<u>監査等委員会規程</u>による。 ＜削 除＞ ＜削 除＞
第 6 章 会計監査人 (会計監査人の責任免除) 第 36 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 6 章 会計監査人 (会計監査人の責任免除) 第 32 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算 (事業年度) 第 <u>37</u> 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。 (剰余金の配当等の決定機関) 第 <u>38</u> 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。 (剰余金の配当の基準日) 第 <u>39</u> 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 3 当会社は前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。 (配当金の除斥期間) 第 <u>40</u> 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 2 前項の金銭には、利息を付けない。	第7章 計 算 (事業年度) 第 <u>33</u> 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。 (剰余金の配当等の決定機関) 第 <u>34</u> 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。 (剰余金の配当の基準日) 第 <u>35</u> 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 3 当会社は前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。 (配当金の除斥期間) 第 <u>36</u> 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 2 前項の金銭には、利息を付けない。
---	---